

令和5年10月31日

保護者様

大阪市立喜連中学校

校長 水野光章

生活指導部

## 防寒具（着）の着用について（お願い）

秋冷の候、保護者のみなさまには、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

平素は、本校教育活動の推進にご理解とご協力をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本校では、防寒具（着）の着用を下記の通り実施いたしますのでお知らせいたします。

保護者のみなさまにおかれましてもご確認のうえ、お子さまの体調にあわせて着用させていただきますようご協力お願ひいたします。

### 記

- (1) 男子は冬服学生服の下に、必ずカッターシャツを着用する。
- (2) 冬服およびセーラー服の下に、セーター・カーディガン・トレーナー（無地または部活で購入したもの）の着用を認める。ただし、色は黒・紺・茶・グレー・白の単色のみ。（パーカー・タートル、ジャージ類は禁止）
- (3) 校内では、必ず学生服およびセーラー服を着用する。  
(防寒着のみの着用は認めておりません。)
- (4) ウィンドブレーカーは学校指定のものとする。
- (5) マフラー、手袋は登下校時のみとする。（校内での着用禁止）
- (6) ひざかけは授業中のみ認める。移動教室時、たたんで移動する。（腰に巻いたりしない。）

**着用期間：令和5年11月1日（火）～令和6年3月29日（金）まで**